

## 子育て支援センターだより (アップランド)

### 【11月の行事予定】

※「母乳育児相談」「秋のコンサート」以外は、当日参加可能です。

#### ●親子あそび教室

日時 11月1日(火)、10時30分～12時

内容 もこもこ先生の抱っこピクス、講師＝田中もと子氏(健康運動指導士)

#### ●保育士と遊ぼう!

日時 ①11月9日(水)②25日(金)、11時～30分程度

内容 ①「コロコロ動物くん」を作って遊ぼう②「マラカス」を作って遊ぼう

※簡単な作業のおもちゃ作りです。0歳児でも参加可能です。

#### ●絵本やうたあそびを楽しもう!

日時 11月10日(木)・24日(木)、11時～15分程度

内容 絵本の読み聞かせなど

#### ●母乳育児相談

日時 ①11月14日(月)②28日(月)、9時30分～11時30分

内容 やさしいおっぱいマッサージ、卒乳、妊婦さんの心と体のケア、個人相談など。相談員＝横山和子氏(助産師)

定員 11人(市内居住者を優先します)

※参加は①②どちらか一方のみで、11月1日(火)から、電話での申込みが必要です。

#### ●親子音楽遊び

日時 11月15日(火)、11時～30分程度

内容 エレクトーン演奏や音遊びなど親子で一緒に楽しみましょう!、指導＝龍由子氏

#### ●絵本読み聞かせ・手遊びなど

日時 11月17日(木)、10時30分～30分程度

▼読書ボランティアせっせの会

#### ●秋のコンサート「フルート演奏会」

日時 11月18日(金)、11時～12時

内容 第1部＝お母さんのみ、第2部＝お子さんと一緒にコンサートを楽しみましょう

※託児あり、11月11日(金)までに申込みください。

※託児をしない場合は、当日参加可能です。

#### ●パパ・ママフェスタ

日時 11月20日(日)、10時30分～12時

内容 パパもママもおじいちゃんもおばあちゃんもみんなと一緒に遊びましょう!、講師＝田中もと子氏(健康運動指導士)

☎ 子育て支援センター ☎86-3812

開館日時 月～土曜日、9時～17時(祝日、年末年始を除く)

## 南筑後地区 県・市町合同公売会

市では市税の滞納処分のため差し押さえた財産を公売します。

公売会は、県税事務所やその他の市町が合同で実施します。

日時 11月29日(火)、14時入札開始(13時30分開場)

※当日に複数回実施

場所 柳川市民会館1階(柳川市坂本町)

出品物 日用品、美術品など124点

公売方法 入札

必要なもの 購入代金、身分証明書(運転免許証など)、印鑑、委任状(代理人の場合)

※出品物の詳しい内容は、柳川市ホームページ(<http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/>)から閲覧できます。

☎ 市税務課収納推進室 ☎85-5514

柳川市収税対策課 ☎73-8111

ー日本年金機構からのお知らせー

## 扶養親族等申告書の提出 をお忘れなく

老齢年金など(老齢、退職を支給事由とする年金)には、所得税法上、「雑所得」として所得税がかかります。(障害年金や遺族年金には税金はかかりません)

所得税は受取る年金から源泉徴収されますが、源泉徴収の対象となるのは年金額が158万円以上の人のみです。(65歳未満の人は108万円)

所得税には、納税者の税を負担する能力に応じた課税を行うために、各種の控除が設けられています。公的年金等に係る源泉徴収の際に、この控除を受けるためには、あらかじめ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(ハガキ)」(以下、「扶養親族等申告書」といいます)を日本年金機構に提出しなければなりません。

この扶養親族等申告書は、11月上旬に日本年金機構から対象となる年金受給者に送付しますので、必要事項を記入の上、日本年金機構にすみやかに返送してください。

扶養親族等申告書は、所得税の控除を受けるための大切な届書です。申告書が提出されないと、控除申告がないものとして扱われてしまいますので、忘れずに提出してください。

☎ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

IP電話・PHSからは ☎03-6700-1165

【受付時間】 月～金曜日＝8時30分～17時15分、第2土曜日＝9時30分～16時

## 特定健康診査



今年度の特定健康診査も残すところ、あと1か月となりま

した。特定健康診査は、現在の身体

の異常だけでなく、将来の病気の危険性を見つけ、予防して

いくことが目的です。

自分のため、家族のためにぜひ受診しましょう。未受診の人はどうぞお早めに。

健康期限 11月30日(水)

●対象者には、5月下旬に受診券と質問票を送付していま

す。紛失した場合は、市民課国

保年金係で再発行します。

※今年4月2日以降に国民健康

保険に加入した40歳から74

歳までの人は、市民課国保年金

係で受診券を発行します。

☎ 市民課国保年金係(5番窓

口) ☎85-5504

## 防ごう! 高齢者虐待

高齢者(65歳以上の人)虐待とは、家族などの養護者による虐待や養護施設従事者などによる虐待と定義されています。

介護者は、自分では「介護」「いたわり」と思うことも、高齢者にとっては「いじめ」「ひどいこと」と感じているかもしれま

せん。また、虐待していることに気づいていても、様々な理由で自分に歯止めがきかなくなっ

ていくことがあります。

深刻化する高齢者の虐待を未然に防ぐためにも、一人で介

護を抱え込まないこと。そして、周りの人が介護者の負担を

知り、温かい言葉をかけたり、手を差し伸べてあげたりするこ

とが大切です。



高齢者虐待に関する調査では、高齢者虐待における特徴のひとつに高齢者の介護や世話をしている半分以上の人が虐待の自覚がないという結果が出ています。

高齢者が住み慣れた環境の中で、尊厳を保ち暮らしていく

など

●経済的虐待

本人の年金や預貯金を勝手に使う、本人に必要な金銭を渡さないなど

●性的虐待

懲罰的に下半身を裸にして放置する、高齢者にわいせつな行為をするなど

【地域包括支援センターとは】

高齢者の生活を支える拠点として設置された総合機関です。虐待の早期発見・防止・権利擁護などの高齢者の人権や財産を守る取り組みから、介護保険に関する相談、介護予防ケアマネジメント、福祉、医療など様々な支援を包括的、継続的に行っています。

☎ 市健康課高齢者支援係 ☎85-5524

市地域包括支援センター ☎85-5525

命や身体に重大な危険がある場合は、通報は義務とされています。また虐待を受けている高齢者本人も届出ができます。

【こんなことが「高齢者虐待」です】

●身体的虐待

たたく、つねる、殴る、蹴る、ベットに縛り付けるなど

●介護・世話の放棄・放任

水分や食事を十分与えない、劣悪な住環境の中で生活させるなど

●心理的虐待

子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する

